

虐待防止のための指針

社会福祉法人足立区社会福祉協議会
基幹地域包括支援センター
地域包括支援センター関原

高齢者虐待防止のための指針

(虐待の防止に関する基本的な考え方)

第1条 高齢者の虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いため、当事業所では、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な対応を徹底するため本指針を策定する。

2 地域福祉部長、基幹地域包括支援センター梅島・島根地域課、同包括支援課、及び地域包括支援センター関原に所属する全ての職員は本指針に従い、業務に当たることとする。

(基本方針)

第2条 基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 職員全員が一丸となって高齢者虐待の防止に努める。
- (2) 職員は、虐待又はセルフネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあるという認識のもと、高齢者の尊厳の保持及び人格の尊重を重視し、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努める。
- (3) 支援中に高齢者虐待を発見した場合は、足立区及び関係機関へ報告する。

(虐待の定義)

第3条 虐待に該当する行為は以下のとおりとする。

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で高齢者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や世話を行っているものが、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言動、威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

高齢者本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(6) その他虐待に準ずる事案

セルフネグレクトや65歳未満であるが介護保険の適用となる特定疾病を有しているなど高齢者福祉の分野で支援が必要であると考えられる事例等、足立区において虐待に準じた対応が求められる事例に該当するもの。

(組織及び担当者)

第4条 虐待防止に関する措置を適切に実施するための組織体制は以下のとおりとする。

- (1) 虐待防止責任者は地域福祉部長とする。
- (2) 基幹地域包括支援センター梅島・島根地域課、同包括支援課、及び地域包括支援センター関原の各課に、虐待防止担当者を1名以上置く。虐待防止担当者は、第5条に定める検討委員会の運営や第6条に定める研修の実施等の実務を主管する。

(虐待防止に係る検討委員会の設置)

第5条 虐待防止に係る検討委員会の設置は以下のとおりとする。

- (1) 当事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」を設置する。
- (2) 委員会の委員長は地域福祉部長とし、委員は、「虐待防止委員会設置要綱」別表で定める各課の課長並びに主査をもって構成する。
- (3) 委員会は、年1回程度とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。
- (4) 委員会の責務は以下のとおりとする。
 - ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
 - イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
 - ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
 - エ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
 - オ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、足立区への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
 - キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その結果についての評価に関すること。

(虐待防止のための職員研修に関する基本方針)

第6条 職員に対する研修・教育については以下のとおりとする。

- (1) 高齢者虐待防止法に関する基礎的内容等の適切な知識の理解・把握をするとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を図る内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施することとする。また、新規職員を採用した際は、別途、虐待防止のための研修を実施することとする。
- (3) 実施内容については、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

(虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第7条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 虐待等が発生した場合は、虐待防止責任者へ報告する。また、速やかに足立区へ報告するとともに、その原因を究明し、再発防止に努める。
- (2) 高齢者自身の意思を尊重するとともに、安心して意思表示ができるように支援する。
- (3) 緊急性の高い事案の場合は、足立区及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制)

第8条 虐待またはその疑いが発生した場合の相談・報告体制は以下のとおりとする。

- (1) 高齢者及びその家族、住民、関係機関等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 高齢者への虐待等を発見した場合は、虐待防止責任者または委員へ報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 虐待またはその疑いを発見した場合は、「養護者による高齢者虐待対応マニュアル(足立区高齢者虐待防止ネットワーク会議、虐待対応マニュアル作業部会、平成30年作成)」に沿って対応することとする。
- (4) 事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合は、当事者に改善を求めるとともに、就業規則に則り必要な措置を行う。また、その内容が改善される状況であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて足立区に報告する。
- (5) 前4号に掲げる対応を適切に行うため、事実確認の内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会やその他の会議等で原因の分析や再発防止策等の検討を行い、その結果を全職員に周知する。

(成年後見制度の利用支援)

第9条 高齢者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、権利擁護センターあだち及び足立区、その他の関係窓口へ繋げる等の支援を行うこととする。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

第10条 虐待等に係る苦情解決の方法に関する事項は以下のとおりとする。

- (1) 虐待等の苦情については、苦情受付担当者は受け付けた内容を地域福祉部長に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「第8条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとする。

(利用者等に対する指針の閲覧)

第11条 職員、利用者及び家族、その他外部の者に対しても、本指針を開庁時間内はいつでも閲覧できるよう、事務室に備え付けることとする。

(その他虐待防止の推進のために必要な事項)

第12条 権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修の他、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

(附 則)

- 1 本指針は、令和4年4月1日より施行する。